

令和7年度

周南市福祉サービス事業所 車両燃料費高騰対策支援金

福祉サービス事業に係る車両の燃料費の一部を支援します

支援対象者

周南市内で福祉サービス事業所を運営する法人

(令和7年4月2日以降に福祉サービス事業の指定を受けた法人は、本支援金の対象となりません)

○対象となる福祉サービス事業

介護サービス	障害福祉サービス
介護保険法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模予防多機能型居宅介護	障害者総合支援法に規定する療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援 児童福祉法に規定する、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、保育所等訪問支援

※複数のサービスで車両を使用している場合は、主として車両を使用しているサービス種別で申請してください。
同一車両に対して、介護サービスと障害福祉サービスとで重複申請することはできません。

支援対象経費

福祉サービス事業に係る車両（四輪車両）の燃料費

※基準日（令和7年4月1日）において福祉サービス事業に使用していて、かつ算定期間（令和7年10月1日から令和8年1月31日まで）の走行距離の基準を満たす車両が支援金の対象となります。

（算定期間中の走行距離から年間走行距離相当を算出し、車両に対する支援金の額を決定します。）

（4月2日以降に福祉サービス事業に使用するために追加された車両は本支援金の対象となりません。）

※本支援金は、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量が50cc以下のミニカー、ガソリン・軽油を使用しない電気自動車は対象となりません。

支援金額

1台につき走行距離に応じて、次の金額を支援します

算定期間中の走行距離	年間走行距離相当	金額
4か月の走行距離が1,334km以上2,334km未満	4,000km以上7,000km未満	12,000円
4か月の走行距離が2,334km以上3,334km未満	7,000km以上10,000km未満	21,000円
4か月の走行距離が3,334km以上	10,000km以上	30,000円

※算定期間（令和7年10月1日から令和8年1月31日まで）における、各車両の走行距離を記録、証明するもの（走行距離メーターの画像など）を事業所で5年間保管してください。必要に応じて提出をいただきます。

申請期間

令和7年10月1日から令和7年11月28日まで



※本支援金については、別添Q&Aもご確認ください。

お問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所

高齢者支援課

介護給付・保険料担当

障害者支援課

障害者支援担当

電話：0834-22-8467

FAX：0834-22-8251

E-mail：koreishien@city.shunan.lg.jp

電話：0834-22-8463

FAX：0834-22-8464

E-mail：shogaifuku@city.shunan.lg.jp